

京丹後市に移住される39歳以下の皆様へ

京丹後市若者 U・I ターン住宅取得等応援補助金のご案内

京丹後市への移住・定住を促進するため、39歳以下のU・Iターン者を対象に、住宅確保に係る経費を支援します。

予算に限りがありますので、申請をお考えの方はお早めにご相談ください。

補助対象者

以下の①～⑥すべてに該当する人

①申請年度の4月1日時点で39歳以下の移住者（※1）であること

※1 移住者とは

申請日の3年前の日から、1年を経過する日までの間に移住した（又は移住する予定の）者であって、転入日の前日において引き続き2年以上京丹後市外に住所を有していた（又は有する予定の）者

②自らが居住する住宅のリフォームの契約者又はその配偶者（契約者と同居している場合又は申請日から1年を経過する日までに同居する予定である場合に限る）

③申請時に確認できる直近の所得が以下の額以下であること

- ・配偶者がいない場合 650万円
- ・配偶者がある場合 1300万円

（配偶者の所得を含む）

④京丹後市への居住が一時的なものではなく、京丹後市内に5年以上定住する意思を有していること（1年以内に転居した場合、補助金返還を求めることがあります）

⑤世帯の全員が、市税等を滞納していないこと（申請年度の前年度の個人住民税については、転入以前の住所地であっても滞納していないこと）

⑥世帯の全員が暴力団員等でないこと

補助対象経費・補助額

[補助対象経費]

住宅のリフォーム（市内業者と契約して行うものに限る）費用

（申請年度内に支払った費用に限る）

[補助額]

補助対象経費の1/2以内で、上限額30万円以内の額

※当該補助金の交付を受けたことがある住宅は補助対象となりません。

※他の補助金の交付を受けるリフォーム費用は補助対象となりません。

申請手続き

① 事前連絡 [申請者→市]

（申請をお考えの方はお早めにご連絡ください。）

↓

② 交付申請 [申請者→市]

（支払い完了後速やかに、年度末までに申請してください。）

↓

③ 交付決定・確定 [市→申請者]

↓

④ 請求 [申請者→市]

↓

⑤ 交付 [市→申請者]